正育児介護休業法について

改正育児介護休業法が段階的に施行され、まずは4月から本人や配偶者が妊娠・出産する 予定を申し出した従業員に対し、育児休業制度の周知や取得意向の確認を個別に行うこと が義務化されます。さらに10月から新たに出生時育児休業(産後パパ育休)や現行の 育児休業を分割して取得することが可能になります。

本セミナーでは、これから企業に求められる具体的対応方法を説明いたします。

日時	3/17(木) 13:30~15:00				
場所	【会 場】 アクトシティ浜松 研修交流センター 401 会議室 【Web】 視聴可能な場所で受講				
定員	50 名(先着順)				
参加費	— 般: 5,500 円(税込) 顧問先様: 無 料				
講師	特定社会保険労務士 村松貴通 戦略経営MBA 2030SDGs公認ファシリテーター				



お申込みをお待ちしております! FAX 053-586-5579							
□会場	□Web 開催 へ参加します						
事業所名		業種		従業員数	名		
所 在 地	Ŧ						
役 職(所 属)	氏 名	E-mail アドレス					
		電話	()	_			
		FAX	()	_			



会保険労務士法人村松事務所 〒434-0014 浜松市浜北区本沢合 829 1 会保険労務士法人村松事務所 TEL 053-586-5318 FAX 053-586-5578

